

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「水の都ひろしま」市街地周辺水資源再生計画

2 地域再生計画の申請主体の名称

広島市

3 地域再生計画の区域

広島市の区域の一部（市街化区域外の地域）

4 地域再生計画の意義及び目標

広島市は、これまで周辺町村との合併により順次市域を拡大し、現在も中四国地方の中核都市として、発展を続けている。

また、中国山地を背にして緑豊かな山々や丘陵に囲まれ、太田川河口のデルタを流れる六本の川に恵まれることで、「水の都」と言われる都市景観をつくりだしており、さらに多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面する海に開かれた都市でもある。

広島市の中央部を流れる代表的な河川である太田川は、110万人を超える人々が暮らす都市の河川としては、良好な水質を維持しており、市域のほぼ中心に位置する中流域は、環境省の名水百選にも選定されている。

このような広島市における生活排水処理は、明治41年（1908年）、デルタ部における下水道事業に着手し、整備を進めていたが、昭和20年（1945年）の原爆被災により下水道施設が壊滅的な打撃を受けた。戦災復興土地区画整理事業に伴う抜本的な街路網の変更などもあり、戦後の下水道整備はゼロからのスタートに等しい状況となった。

昭和24年（1949年）、広島平和記念都市建設法に基づく計画の一環として下水道計画を策定し、昭和27年（1952年）、公共下水道事業の認可を取得し、改めて下水道整備を進めた結果、広島市の市街化区域内における生活排水処理は、現在、概成するに至っている。

一方、市域面積の約8割を占める市街化区域外（市街化調整区域及び都市計画区域外）の生活排水処理については、農業振興策の一環として平成2年（1990年）から農業集落排水事業に着手しており、また、平成17年（2005年）に広島市と合併した旧湯来町において特定環境保全公共下水道事業を行っているほかは、一部家屋に個人の管理する浄化槽が設置されているのみで、十分とはいえない状況にある。

このため、本地域再生計画においては、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び市町村設置型浄化槽の3つの生活排水処理施設を統合・連携させ、効率的、効果的に整備を進めることにより、地域の生活環境の改善及び良好な水環境の保全を図ることとし、住民が健やかで豊かな生活を享受できる活力ある地域づくり（再生）を進め

るものである。

また、市街化区域外における生活排水処理施設の整備は、下流域にあたる都市部の水環境の保全を図ることができるものであり、「水の都ひろしま」を形成する美しく賑わいのある水辺空間の創出・保持にも資するものである。

なお、生活排水処理施設の整備及びその利用促進を図るには、市民の理解と協力が不可欠であることから、広島市では「下水道出前講座」などの生活排水対策の重要性と水環境に対する市民意識の向上を図る取組みを従来から行ってきており、今後とも、より一層の普及啓発活動に取り組み、市民と協働した地域づくりを推進する。

(目標1) 市街化区域外の生活排水処理整備率を29%から43%へ向上させる。

(生活排水処理整備率は、市街化区域外の総人口に対する特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及び市町村設置型浄化槽による整備人口の割合)

(目標2) 下水道出前講座の累計受講者を4,900名から9,500名へ増加させる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

生活排水処理施設の100%普及を目指し、順次整備を行っていくとともに、市民に対する普及啓発・広報活動に注力する。

整備にあたっては、各地域で最も費用（生活排水処理施設を使い続けるための1年当たりの費用で、その建設費を耐用年数で除し、年当たりの維持管理費を加えた費用）のかからない方法で進める。

また、浄化槽は、広島市が責任を持って適切に維持管理を行うために市町村設置型とし、既存の個人設置型の浄化槽（合併処理浄化槽）は、広島市への帰属を促す。

さらに、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び市町村設置型浄化槽の各施設を効率的に連携させて整備を進めるため、当地域再生計画に基づく汚水処理施設整備交付金を活用する。また、広島市の担当組織及び会計方式（企業会計）の統合・一元化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

【事業主体】

- ・広島市

【施設の種類】

- ・特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽（市町村設置型）

【事業区域】

- ・ 特定環境保全公共下水道 [公共関連] 大州・旭町・五日市・庚午・己斐・三滝・牛田第1・祇園第1・口田・玖A・玖B・中深川・可部・佐東第1・沼田の各処理区
[流域関連] 温品第2・青崎第1・船越・矢野第1・矢野第2・矢野第3・砂走第1・砂走第2・砂走第3・中野第5・中野第6・中野第9・中野第11・中野第12・中野東第12の各処理区分
[単独] 水内川・似島の各処理区
公共関連及び単独は事業認可済み、流域関連は変更認可申請中。
- ・ 農業集落排水処理施設 鹿ノ道地区、戸山1期地区
鹿ノ道地区、戸山1期地区ともに事業採択済み。
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 集合処理事業計画区域外

【事業期間】

- ・ 平成20年度～平成24年度

【整備量】

- ・ 特定環境保全公共下水道 交付金対象事業 ϕ 150～500mm L = 21,700m
処理場 1か所
単独事業 ϕ 150～250mm L = 22,100m
- ・ 農業集落排水処理施設 交付金対象事業 ϕ 50～300mm L = 19,500m
処理場 2か所
単独事業 ϕ 50～150mm L = 3,400m
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 790基

なお、各施設における新規の予定処理人口は、以下のとおり。

- ・ 特定環境保全公共下水道 4,300人
- ・ 農業集落排水処理施設 1,350人
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 2,900人

【事業費】

・ 特定環境保全公共下水道	交付金対象事業	4,493,120 千円
	(内、交付金)	2,262,066 千円)
	単独事業	2,514,000 千円
・ 農業集落排水処理施設	交付金対象事業	2,109,450 千円
	(内、交付金)	1,054,725 千円)
	単独事業	343,550 千円
・ 浄化槽（市町村設置型）	交付金対象事業	751,280 千円
	(内、交付金)	250,426 千円)
・ 合 計	交付金対象事業	7,353,850 千円
	(内、交付金)	3,567,217 千円)
	単独事業	2,857,550 千円

5-3 その他の事業

下水道の普及啓発、広報活動の一環として、現在、以下の取組みを行っており、地域再生計画の事業開始に伴い、農業集落排水処理施設及び市町村設置型浄化槽を下水道に含めて取組むこととしている。

・ 下水道出前講座の開催

広く市民に下水道を理解していただくため、団体等の集まりに対して広島市から講師を派遣する下水道出前講座を、平成 15 年度（2003 年度）から開催している。これにより、市内に在住、在勤又は在学する方で構成された団体、グループを対象に、市職員が公民館や学校（小学校の環境学習授業を含む。）などに出向き、下水道の歴史、現在の状況、環境にやさしい使い方などを説明し、平成 19 年（2007 年）10 月末で延べ 4,900 名の方が受講している。

・ 下水道サポーター制度

市民の視点からの下水道に対する意見や提案等のほか、広島市と協働して下水道の広報活動にも取り組んでいただく下水道サポーター制度を、平成 15 年度（2003 年度）から設けている。

サポーターは公募により募集し、勉強会や施設見学会を通じて、下水道の役割や事業効果などについての理解を深めていただいている。平成 19 年（2007 年）10 月

末で延べ134名がカリキュラムを修了し、下水道への深い理解をもった地域のリーダーとして活躍している。さらにカリキュラム修了後も、継続的に下水道との関わりを持っていただくため、下水道サポーター協議会を設立し、「下水道ふれあいフェア」、「打ち水大作戦」、「下水道出前講座」などの各種広報・イベントにおいてボランティア活動を行っている。

- ・水洗化普及相談員制度

下水道の利用促進に関して、指導・啓発を行う水洗化普及相談員制度を設け、個々の住宅や家庭の事情に合わせた、きめ細かい対応を行っている。

水洗化に関する相談や必要な指導を行うとともに、資金援助（無利子貸付）も実施している。さらに、相談員では解決困難な紛争の仲介や解決のため、弁護士、不動産鑑定士など専門的立場から助言や仲介を行う水洗化紛争仲介委員制度も設けている。

6 計画期間

平成20年度～平成24年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、本市において達成状況の評価を行い、公表する。また併せて改善すべき事項の検討を行う。

8 地域再生の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。